

## 頂いた御質問への回答について

2019年6月20日

1. 関西電力の大飯、高浜、美浜発電所について、「運用期間中に安全機能に影響を及ぼし得る火山事象」としてDNPを認定しているのに、原発の停止を求めないのはなぜか。

2. 噴火が差し迫った状況にあるかないかの区別を、規則違反の措置のあり方に取り入れる法的根拠は何か。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律においては、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が設置（変更）許可の基準（同法第43条の3の6第1項第4号）又は発電用原子炉施設の維持に関する技術上の基準（同法第43条の3の14）に適合していないと認めるときは、同法第43条の3の23第1項に基づき、その発電用原子炉設置者に対し、同項所定の措置を命ずることができることとされております。原子力規制委員会は、同項の規定に基づき、高浜発電所1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設、大飯発電所3号及び4号発電用原子炉施設並びに美浜発電所3号発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針を変更するよう命ずることとしたものです。

大山火山は活火山ではなく、噴火が差し迫った状況にあるものではないこと、また今回の知見に基づく降灰量の程度等を踏まえ、原子炉の停止は求めています。

3. 「大山火山は活火山ではなく、噴火が差し迫った状況にあるとはいえ」と評価しているが、噴火が差し迫った状況にないことを、科学的にどのように評価し、証明できるのか。その内容を具体的に示すこと。

大山火山は、気象庁の定義する活火山<sup>\*1</sup>には該当せず、気象庁のHP<sup>\*2</sup>で公表されている活火山の一覧（111火山）に含まれておりません。このような現状においては、噴火が差し迫った状況にあるとはいえないと考えられます。

※1：概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山

※2：

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/katsukazan\\_toha/katsukazan\\_toha.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/katsukazan_toha/katsukazan_toha.html)

○連絡先

1 及び 2 について

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部原子力規制企画課

電話：03-5114-2109

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門

電話：03-5114-2119

3 について

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門

電話：03-5114-2119